

I 令和7年度土木工事の積算について

1日未満で完了する小規模施工時の積算方法の新設

H30.4.1新設
R2.4.1改定
R7.4.1改定
R7.8.15改定

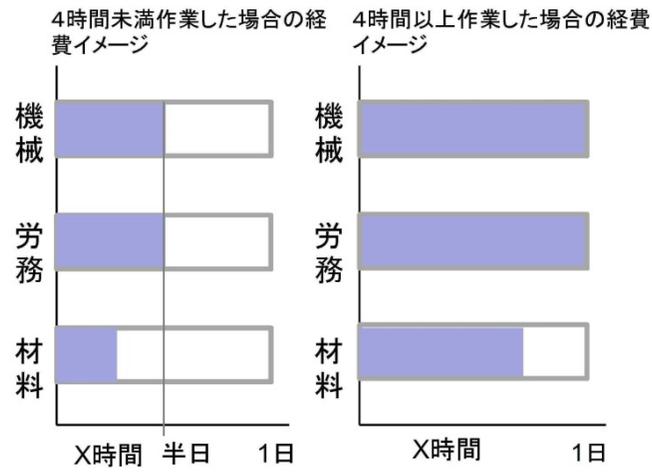
■小規模施工における課題と対応方針

- 維持修繕に関する施工においては、1日未満で作業が完了するような小規模施工(数量)での発注もある。そのような場合、数量に対する積算額となるため、実際にかかる費用と積算額に乖離が見られる。
- その為、小規模施工になる可能性のある歩掛について実態調査に基づき最低保障額の設定を実施。

■「1日未満で完了する作業の積算」の概要

- $0 < h < 4h$ の場合、機械・労務は半日分、材料は使用数量で計上。
- $4 \leq h < 1日(8h)$ の場合、機械・労務は1日分、材料は使用数量で計上。
- 施工実態に合わせて、受発注者協議により精算時に変更対応。

積算計上の考え方



■適用工種

県土木部では、4工種に限定し運用する。ただし、アスファルト舗装工(1箇所当り250m²未満)に限り、当初積算に適用する。⁽¹⁾【R7.8.15一部改定】

- ・アスファルト舗装工
- ・路面切削工
- ・舗装版切断工
- ・区画線工(高視認性区画線工を含む)

■受注者が発注者に提出する協議資料

受注者は、工事打合簿に協議資料を添付して発注者に提出する。

- ・日報(作業員が施工した内容、数量、作業記録を記入したもの)
- ・見積書、契約書、請求書(実際に施工にかかった費用がわかる資料)

※(1)の場合、見積書、契約書、請求書の提出は不要【R7.8.15一部改定】

■判定方法

- ・判定に使用する作業量は施工パッケージ毎の作業量とするが、一連の作業がある場合は関連する施工パッケージの合計作業日数で一日未満かどうかを判定
- ・受注者の責によらず、交通等の制約により日々の作業量が制約される場合、別途考慮することが出来る【R2.4.1追加】